

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

26 December 2024

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 101

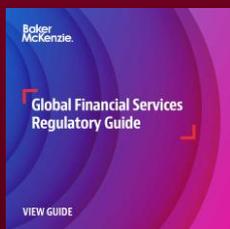
### 「グローバル金融サービス規制 ガイド（英語）」改訂版発行の お知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 101 となる本号では、日本における令和7年度（2025年度）税制改正大綱、チェコ共和国の組織再編規制における重要な法改正等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本

日本：令和7年度（2025年度）税制改正大綱

#### 2. 米州

米国：米国財務省による対外投資規制の最終規則の公表

#### 3. 欧州

チェコ共和国：組織再編規制における重要な法改正

英国：テイクオーバー・コードの管轄範囲の縮小

#### 4. ESG / Sustainability

ベルギー：EU 企業サステナビリティ報告指令の国内法制化

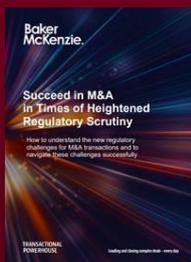
## 「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジティブセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



## 1. 日本

### 日本

#### 令和7年度(2025年度)税制改正大綱

2024年12月20日、自由民主党から令和7年度(2025年度)税制改正大綱(以下、「税制改正大綱」)が公表され、2024年12月中に閣議決定される見込みである。税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業等に影響が大きいと考えられる項目について解説する。なお、自由民主党は、いわゆる103万の壁に関して、国民民主党との協議を模索している状況である。また、自由民主党は少数与党であるため、税制改正大綱の内容が2025年3月末までの国会審議においてそのまま可決されるとは限らず、修正される可能性も十分に留意する必要がある。

#### 国際税務関連

##### 1. 第二の柱にかかる改正

OECDのBEPSプロジェクトにおける第二の柱は、所得合算ルール(Income Inclusion Rule、以下「IIR」)、軽課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule、以下「UTPR」)、国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax、以下「QDMTT」)の3つで構成されるGloBEルール(Global Anti-Base Erosion Rule)とSTTRルール(Subject to Tax Rule)で構成されている。GloBEルールは各国国内法制という形で、STTRルールは租税条約の改正という形で導入されることがそれぞれ前提となっている。

日本においては、令和5年度税制改正において、IIRが導入されたものの(2024年4月1日以降に開始する対象会計年度から適用)、各国での導入が遅れていたこともあり、UTPR、QDMTTの導入は令和6年度(2024年度)税制改正では見送られていた。

税制改正大綱では、UTPR、QDMTTを導入するものとし、2026年4月1日以降に開始する対象会計年度から適用するものとしている。

UTPRは、最終親会社の所在地国で適格IIRを導入している場合には適用されないため、適格IIRを既に導入済みの我が国に最終親会社を置く日系企業には多くの場合、直接は関連しないと思われる。一方、2024年12月時点において米国では未だ適格IIRの導入の目途が立っておらず、このまま米国において手当てがなされない場合には、米国系企業の日本子会社には大きな影響を与えることになるとと思われる。特に、仮に米国の最終親会社がUTPR導入国に所在する子会社を複数持っている場合、UTPRの配賦メカニズム<sup>1</sup>、他国との調整がどのようになるのかは、今後の詳細を待つ必要がある。

また、(日本の実効税率は相応に高いことから)多くのケースでは関連しないと思われるものの、例えば、試験研究費にかかる税額控除等相応の税額控除を受けている日本の法人については、QDMTTの適用可能性についても検討していく必要があると思われる。

##### 2. 「第一の柱」のAmount Bの導入タイミング

第一の柱の提案のAmount Bは「ベースラインのマーケティングおよび流通活動」に対して統一・簡素化された仕組み(予め定められた固定の利益率)を提供することを意図しており、ルーティン販売活動を行うあらゆる多国籍企業が適用対象となりえることからその影響は少なくない。OECD包摂的枠

<sup>1</sup> 税制改正大綱に基づくと、OECDのモデルルールの原則通り、従業員、有形資産をキーとして配賦することとなっている。

## 「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



組みでは、2024年2月と6月にAmount Bの範囲と計算に関する追加のガイダンスを発表している。管轄区域でAmount Bを選択することが許可されている場合には、現在の移転価格を適用し続けるか、Amount Bを適用するかを選択することができる。ただし、Amount Bを適用しない場合であっても、Amount Bの価格設定マトリックスに満たない場合においては、税務当局が納税者の提供した比較可能性分析が信頼できないと主張するなどして、より大きな所得をもたらすAmount Bの価格設定マトリックスを間接的に強要する課税を受ける可能性がある。

税制改正大綱では、「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。他国が本簡素化・合理化を実施する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応する。」とあり、当面は、Amount Bの法制化は行われぬ見込みである。但し、米国財務省においては2024年12月入りAmount Bの導入に向けた通知が公表されており、日本側も影響を受けると考えられるため、今後の動きに注視が必要である。

### 3. 外国子会社合算税制等（以下、「CFC税制」）の見直し

日本においてもGloBEルールの国内法制化が進むにつれ、（GloBEルールと一定の重複がある）CFC税制の簡素化が事務負担の軽減の観点から求められている。以下の2点につき、見直しを行うものとしている。

- 内国法人にかかる外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その事業年度終了の日の翌日から4月（現行：2月）を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 申告書に添付又は保存することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次にかかるものを除外する。
  - 株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書
  - 貸借対照表及び損益計算書にかかる勘定科目内訳明細書

この改正は、内国法人の2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等について適用される（原則、外国関係会社の2025年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限られるとされている。但し、別途、2024年12月1日から2025年1月31日までの間に事業年度が終了する外国関係会社も対象とする3月決算の日系企業を対象とした経過措置が講じられる）。

特に1点目については、3月決算の日系企業に大きな影響をもたらすと考えられる。例えば、2025年12月期の対象外国関係会社があったとした場合、従前であれば、内国法人の2026年3月期の申告に反映しなければならず、現地の申告制度等により、情報収集が間に合わないということが実務上散見されていたところ、改正後であれば、内国法人の2027年3月期の申告に反映させることとなるため、そのような事象は減少するのではないかと思われる。

## 法人税関連

### 1. 通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算

通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算及び通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合のみなし譲渡益の額の計算において、通算制度におけるいわゆる「投資簿価修正」が反映されることとなった。

#### ① 投資簿価修正

## 「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



投資簿価修正とは、通算法人が有する株式を発行した一定の通算子法人について通算制度の承認がその効力を失う場合に、その通算子法人の株式の帳簿価額をその通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額に修正を行うとともに、自己の利益積立金額につきその修正により増減した帳簿価額に相当する金額の増加又は減少の調整を行うものである。

その趣旨は、連結納税制度の時代においても問題視されていた、連結法人が含み益のある資産を譲渡した際の売却益と、連結法人株式を売却し、投資簿価修正を行った連結法人株式の簿価によって計上される売却損を相殺することで、課税を逃れるという手法に対処する点にある。

### ② みなし配当の額の計算

分配法人がその完全子法人株式について株式分配をした場合、みなし配当の額は以下の算式に基づき算出される。

$$\text{交付を受けた完全子会社株式の価額} - \frac{\text{分配資本金額等}}{\text{株式分配に係る株式総数}} \times \text{株式分配の直前に有していた株式数}$$

$$\text{分配資本金額等} = \text{分配直前の分配法人の資本金等の額} \times \frac{\text{分配された完全子法人株式の分配直前の簿価}}{\text{分配法人の前事業年度末の簿価純資産額}}$$

通算法人がその通算子法人株式の株式分配を行う事によって、（通算法人を頂点とするグループから離脱するため）通算終了事由が生じる。そのため、投資簿価修正を反映し、上記二段目の算式の分数の分子である「分配された完全子法人株式の分配直前の簿価」を、株式分配の直前の通算子法人の簿価純資産額とすることになる。具体的には、株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の簿価純資産を、株式分配の直前の簿価純資産とみなして投資簿価修正を行う（下記③において同じ）。なお、前期期末時から株式分配の直前の時までの間に離脱法人の資本金等の額又は利益積立金額（所得の金額及び投資簿価修正に係る金額を除く）の増減がある場合には、その増減額を反映させる。

### ③ みなし譲渡益の額の計算

分配法人がその完全子法人株式について株式分配をした場合、みなし譲渡益の額は以下の算式に基づき算出される。

$$\text{交付を受けた完全子会社株式の価額} - \text{みなし配当相当額} - \text{譲渡原価}$$

$$\text{譲渡原価} = \text{分配直前の分配法人の株式の簿価} \times \frac{\text{分配された完全子法人株式の分配直前の簿価}}{\text{分配法人の前事業年度末の簿価純資産額}}$$

みなし配当と同様の理由により、上記二段目の算式の分数の分子である「分配された完全子法人株式の分配直前の簿価」を、株式分配の直前の通算子法人の簿価純資産額とすることになる。

### 2. 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法について

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定（いわゆる税務上ののれん）の算定方法等について、以下の見直しが行われることとなった。

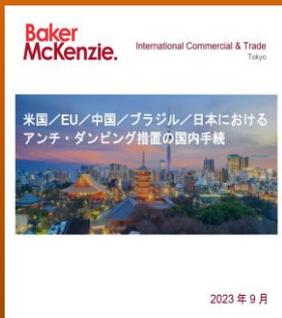
- ① 一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法を明確化する。
- ② いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法を適正化する。

## 「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



無対価の組織再編については、特に非適格となる場合の税務処理が不明確であったため、平成30年度税制改正によりその明確化がされた。もっとも、同改正を経てもなお、難解な内容を含んでおり、税務処理の決定が困難となる場合があることが指摘されてきたところである。具体的改正内容は不明であるものの、そのような難解な税務処理が明確化されることが望まれる。

### 3. デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の廃止

DX投資促進税制とは、産業競争力強化法に基づく自部門・拠点毎ではない、全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（最大5%）又は特別償却30%を措置する計画認定制度である<sup>2</sup>。先進的なDX事例の普及に一定の役割を果たしたことで、適用期限である2025年3月末をもって廃止されることとなった。

### その他

1. 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算の見直し

受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合には、受益者等は信託財産を簿価で引き継ぐこととなり、課税は行われない。そのため、そのような仕組みを利用して、新株予約権の発行人の役員等が、株式を非課税（譲渡時まで課税繰延）で取得することが可能であった。即ち、そのような役員等が受益者等の存しない法人課税信託に金銭を信託し、かかる法人課税信託が新株予約権を購入した上で新株予約権を行使し、そのような役員等がかかる法人課税信託の受益者とするすることで、信託財産たる株式を、役員等が非課税で取得できるというものである。

もっとも、そのような株式は実際には役員等が提供した労務の対価である。したがって、受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなり、かかる信託が法人課税信託でなくなった時点において、そのような役員等が、その時点での時価で株式を取得したものとみなして、所得を計算することとなる。

[最初のページに戻る](#)

## 2. 米州

### 米国

#### 米国財務省による対外投資規制の最終規則の公表

米国財務省は、2024年10月28日、ジョー・バイデン大統領が発表した2023年8月9日付大統領令において要請されていた対外投資コンプライアンス体制を実施するため、対外投資規制に関する最終規則（以下、「本最終規則」）を公表した。本最終規則は、米国人による特定技術（半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、AI）に関連する中国企業への投資、又は米国人の指示による投資に適用され、2025年1月2日より施行される。以下、本最終規則について概説する。

#### 主要な留意点

本最終規則に規定される主要な条項（対象取引の範囲、技術、地域（香港及びマカオを含む中国））は、2024年6月に公表された規制案（Notice of

<sup>2</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/dx/dx\\_zeisei.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx_zeisei.html)

## 「Workforce Redesign」ガイドのお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ベーカー・マッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



proposed rulemaking、以下「NPRM」）と基本的に同様の内容となっている。留意すべき点としては以下が挙げられる。

### 1. 対象となる取引及び規制

本最終規則は、特定のグリーンフィールド投資及びブラウンフィールド投資に加えて、米国人（米国市民又は合法的永住者、米国法又は米国内の管轄区域の法律に基づき設立されたあらゆる事業体（当該事業体の外国支店を含む）並びに米国に在住者をいう）による、持分取得、条件付持分（Contingent Equity Interest）の持分への転換、ジョイント・ベンチャーの設立、リミテッド・パートナーによる特定の持分取得、特定のデット・ファイナンス取引等、広範な取引に適用される一方で、上場証券への投資、特定のリミテッド・パートナーによる投資、継続的な事業運営のための企業内取引等については適用対象外とされている。

また、以下のとおり、投資先が保有する技術の内容に応じた規制として、取引終了後 30 日以内の財務省への届出義務又は取引の禁止が規定されている。

#### ● 半導体・マイクロエレクトロニクス

禁止対象：電子設計自動化ソフトウェア、特定の製造・先端パッケージングツール、特定の先端集積回路の設計・製造、集積回路の先端パッケージング技術、スーパーコンピュータに関連する取引

届出義務：禁止取引の定義に該当しない集積回路の設計・製造・パッケージングに関連する取引

#### ● 量子情報技術

禁止対象：量子コンピュータの開発又は重要部品の製造、特定の量子センシングプラットフォームの開発・製造、量子ネットワークング又は量子通信システムの開発・製造

届出義務：なし

#### ● AI

禁止対象：軍事、政府による諜報、大衆の監視にのみ使用されるように設計された、又はそれらに使用されることを意図して設計された AI システムの開発、特定の基準を満たす計算能力を使用して訓練された AI システムの開発に関連する取引

届出義務：軍事、政府による諜報、大衆の監視に使用されるように設計された（但し、他の目的も有する）AI システムの開発、特定の基準（禁止対象取引よりも低い基準値）を満たす計算能力を使用して訓練された AI システムの開発に関連する取引等

### 2. 審査方法

対米外国投資委員会（CFIUS）の審査プロセスとは異なり、本最終規則は、ケース・バイ・ケースの審査と取引についてのクリアランス制度を中心に設計された対外投資に関する包括的な審査体制を確立するものではない。もっとも、本最終規則は、米国人に対し、本最終規則に基づく届出義務及び禁止事項について、米国の国益にかなう取引を対象として適用除外とすることを認めている。財務省が国益にかなう取引としての適用除外を認めるかどうかの判断は、種々の要素を総合的に考慮した上で行われ、例えば、米国の重要なサプライチェーンのニーズ、予測される国防上の要件のための米国国内での生産ニーズ等が考慮される。

### 3. 遵守義務及び執行

本最終規則は、米国人に対し、本最終規則を遵守するために、「合理的かつ勤勉な調査（a reasonable and diligent inquiry）」を行うことを求めている。

## 「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



また、本最終規則は、米国人が特定の取引について、禁止対象にも届出義務の適応を受けるものにも該当しないと判断する場合、当該取引のコンプライアンス状況を検討する際に財務省が評価するデューデリジェンスの取組について例示したリストを提供している。さらに、米国人の親会社は、外国の子会社等が、米国人が行った場合に禁止される取引に関与することを防止するために全ての合理的な措置を講じなければならないと、また、外国の子会社等が、米国人が行った場合に届出が必要となる取引に関与した場合には、財務省に通知しなければならないとされている。本最終規則のこれらの規定は、米国外ファンドの米国人投資アドバイザー又は当該米国外ファンドのために意思決定を行う、又は実質的に意思決定に参加する能力を有している米国人の参加者（ジェネラル・パートナー、マネージング・メンバー又はそれに準ずる者等）において、特に留意が必要である。違反した場合は、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act、以下「IEEPA」）に基づき、民事上又は刑事上の罰則が科される可能性があり、250,000ドル（毎年インフレに応じて調整される）又は取引額の2倍のいずれか高い方の金額を超えない民事上の罰金、並びに1,000,000ドル以下の刑事上の罰金及び／又は20年以下の懲役刑の対象となり得る。

### 今後の見通し

本最終規則の目的は、国家安全保障上重要な技術を含む特定の定義されたカテゴリーに関わる中国関連取引を限定的に対象とすることであるが、結果としてかなり重層的な制度となっており、M&Aやジョイント・ベンチャー取引において適切なデューデリジェンスやコンプライアンス措置を実施することが必要となる。NPRM等において予告されたように、本最終規則に基づくが対外投資規制は、基本的には米国人に適用されるコンプライアンス体制であり、財務省外国資産管理局が管理する米国の制裁体制に類似し、IEEPAと同様の罰則規定が適用される。もっとも、米国人を親会社とする日本法人は規制の対象となり得るし、また、特定の技術を有する中国企業の日本子会社も規制投資先として影響を受ける可能性がある。なお、2025年1月2日に施行される本最終規則の下で実施される対外投資規制は、行政措置又は立法措置を通じて、次期大統領政権や連邦議会の下で、更に変更、改正される可能性がある点に留意されたい。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 欧州

### チェコ共和国

#### 組織再編規制における重要な法改正

##### 概要

2024年7月19日以降、チェコ共和国で事業を営む企業は、合併、スピンオフ、その他の組織再編を行う際の法的義務が大幅に変更されることになった。新しい法律は、クロスボーダーの組織再編、合併及び分割に関するEU指令に従ったものである。この法律は、組織再編プロセスを合理化し、行政コスト及び官僚の負担を軽減することを目的としている。

##### 新たな組織再編の形態

新たに導入された「分離による会社分割」（division by separation）は、分割会社の資産及び負債の一部を、分割の結果として、その会社の直接の子会社となる1つ又は複数の会社に分割するものである。

分離による会社分割は、(a)分割会社が100%の持分を保有する1つ又は複数の新設会社に分割する、又は、(b)1つ又は複数の既存の会社に対して分割

## 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



し、分割会社がその会社の持分を取得するといういずれかの方法が可能である。

この新しい組織再編の形態は、チェコ共和国において、組織再編を計画する際の効果的な手段となる可能性がある。分離による会社分割は、現物出資に代わる手法を提供するものであり、現物出資によって必要となる資産評価を不要にすることもあり得る。

### 第三国への移転

今回の法改正によって、第三国（すなわち EU 及び EEA 以外の国）の企業がチェコ共和国に移転すること、及びチェコ共和国の企業が第三国に移転することが明確に認められるようになった。

新しい法律には、このような移転に関する一般的な要件のみが盛り込まれている。詳細な規則については、主に EU 及び EEA 加盟国内での移転に適用される法律に準じており、組織再編の過程で対処しなければならない問題が発生する可能性がある。

### 債権者保護に関する改正

債権者保護に関して、開示要件に大きな改正がなされた。特に、一定の条件下では、組織再編に関する債権者への通知を商業官報に掲載する必要がなくなった（この義務は簡略化された手続に置き換えられる可能性がある）。

債権者が適切な債権者保護措置を要求する権利は、そのような債権が実際のものであるか、偶発的なものであるか、将来的なものであるかを問わず、組織再編案の開示以前に確立された関係から生じた債権にのみ適用されることとなった。

そして、債権者が適切な債権者保護措置を要求できる期間が6か月から3か月へと大幅に短縮された。

裁判所が十分な債権者保護措置を認めるためには、債権者が、関連債権の回収が危うくなる可能性を信憑性をもって示せば十分であり、それを証明する必要はなくなった。

さらに、新しい法律は、債権者の請求が組織再編の登記や完了を妨げないことを明確に規定している。

### 専門家の選任の簡略化

新しい法律の下では、専門家による評価やレビューが必要な場合、専門家の選任を裁判所に依頼する必要がなくなった。代わりに、当事者である企業はチェコ法務省が管理する公式リストから専門家を選定することができ、評価又はレビューのプロセスを簡略化することが可能となった。

また、特定の状況においては、専門家による評価をより簡易な手続に置き換えることが認められる。

### その他の改正

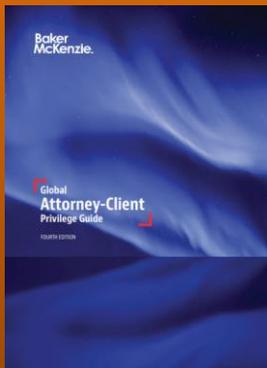
今回の改正では、上記以外にも重要な改正が行われている。例えば、開示要件の大幅な改正や、組織再編の過程における公証人のより積極的な関与などが含まれる。このような大幅な改正がなされていることから、今後は、改正前の手続に依拠するべきではなく、組織再編を検討する際には、法律の専門家に相談し、今回の改正点について十分な検討を行い、これらに対応することが求められる。

## 「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



## 英国

### テイクオーバー・コードの管轄範囲の縮小

テイクオーバー・パネルは、コンサルテーションペーパー（PCP2024/1）を受けて、回答書 RS2024/1 によりテイクオーバー・コード（以下、「コード」）の管轄範囲を狭める変更を確認した。コンサルテーションペーパーで提案されたとおり、コードの管轄範囲は、英国、チャネル諸島、マン島に登記を有し、かつ、これらの地域で証券取引が行われている会社（以下、「英国上場会社」）、又は、過去に英国上場会社であった企業を対象とする。上場廃止企業の退出期間及び現在のコードの対象から外れることとなる企業の経過措置期間はコンサルテーションペーパーで提案されていた3年から2年に短縮された。本改正は2025年2月3日（以下、「施行日」）に発効し、経過措置は2027年2月3日に失効する。本アラートは回答書 RS2024/1 に記載された主な変更点を概説する。

### 概要

コードの管轄範囲が縮小することにより、不確実性が低下し、企業やその買手が気づかないうちにコードの対象となるリスクを軽減する。特に、現在適用される「居住地テスト」（英国、チャネル諸島及びマン島に主な経営・支配拠点があるとみなされ、コードの適用は取締役の居住地によって決まる）の主な欠点は、取締役会の構成が変わると当該企業がコードの適用を受けるか否かが左右され得る点にある。同様に、買手は対象会社がコードの対象となるか否かを判断するため、取締役全員の居住地については居住者テストが満たされているかを必ずしも容易に確認できない。海外のみで上場している英国会社についてはコードと上場先の両方の規制が適用される可能性があり、不確実性と複雑性が生じている。

### 詳細

#### 1. コードの対象企業

コードは、施行日以降、英国、チャネル諸島又はマン島で登記され、英国規制市場（例：ロンドン証券取引所メイン市場）、英国多角的取引システム（例：AIM 市場）又はチャネル諸島若しくはマン島の証券取引所（例：国際証券取引所）で証券取引が認められている企業にのみ適用される（「英国上場会社」と称される）。

#### 2. 適用対象外となる企業

英国で登記されているが英国上場会社ではない会社であって、主な経営・支配拠点が英国、チャネル諸島又はマン島にある会社は対象外となる。会社の取締役の過半数の居住に基づく「居住地テスト」は廃止される。

同様に、英国で登記された非公開会社で、過去10年以内に英国上場会社であった、又は、有価証券に関するその他の基準を満たしていた、あるいは目論見書を提出していた会社は、過去2年以内の証券取引所での証券取引により上記「英国上場会社」の定義に該当しない限りコードの対象外となる。

特筆すべき事項として、英国で登記された企業であって、その証券が海外市場（NYSE や NASDAQ 等）のみで取引されている、又は過去に取引されていた会社については、後述の移行措置に従ってコードの対象外となる。

#### 3. 適用対象外となる企業の経過措置

施行日の直前までにコードが適用されていた会社で、本制度の対象外となる会社については、施行日から2年間、経過措置が適用される（以下、「以降会社」）。

## 「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを決める重要な要素となりえます。ペーパーマーケットでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



様々な意見を考慮した結果、経過措置の期間はコンサルテーションペーパーで提案された3年間から2年間に短縮された。パネルとしては、コードの対象外となる会社が、その影響を緩和させる代替措置を講じるには、英国で証券取引を承認される（これによりコードの適用対象となる）、類似の保護を設けるよう定款を改正する、株主の退出機会を与えるなどの方法があり、2年間で十分だと考えている。

「居住者テスト」を満たさないとの理由から現在コードの対象外である会社も経過措置の対象となる可能性があることに留意されたい。会社が「関連日」において居住者テストを満たす場合、特定の取引についてコードの対象となる。

「関連日」の定義はコードの新しい移行措置別表に記載され、「取引の発表時」と定められる。

### 4. 成長企業 — 提案された取扱い

Private Intermittent Securities and Capital Exchange System（当該システムが導入された場合）、プライベート・マーケット（例：TISE プライベート・マーケット）、又はセカンダリー／クラウドファンディング・プラットフォーム（例：Seedrs）に証券を上場している会社についてはコードは適用されない。これは、本カテゴリに属する会社にコードを適用することは不相当であるとの理由に基づく。

### 5. 唯一の実質的所有者を有する会社

唯一の実質的所有者を有する会社が、形式的にはコードの対象となる場合（例：完全子会社である公開会社）でも、保護すべき少数株主が存しないことを理由に、コードを適用しないことが、パネルの長年の慣行であった。パネルはこの点について度々問い合わせを受けており、コードの序文に本慣行を明文化することを提案している。

### 6. 補足

コンサルテーションの過程で指摘された点を踏まえ、パネルは、買い手が英国上場会社の証券を100%取得した後、当該会社が新たな株主に対し、新たな証券を発行（又は既存証券を譲渡）し、当該買い手が唯一の実質的所有者でなくなった場合、（再度上場しないかぎり）コードは適用されないことを明確にした。

施行日までに、パネルは、公開会社の非公開会社としての再登記に関連するアドバイザー向け注釈をアップデートし、上場廃止に関する同様の注釈を公表する。また、施行日までにパネルのウェブサイトにも、コードの対象となる会社と対象外となる会社に関する新しいページを公表する。

パネルは、「英国上場会社」でなくなった会社について、コードの規定の一部又は全ての適用免除を認める権限を保持する。ただし、回答書では、1) 取引の特定の状況においてのみ検討されること、2) 特定の取引に関して当該会社にコードを適用することが不適切又は不相当であるとパネルが判断した場合にのみコードの全部免除が認められる可能性があること、3) 過去2年以内に英国市場で取引停止となったことのみを理由にパネルがコードの適用除外を認める可能性は低いことが明記されている。

[最初のページに戻る](#)

## 4. ESG / Sustainability

### ベルギー

#### EU 企業サステナビリティ報告指令の国内法制化

##### 概要

2024年11月28日、ベルギー議会はEUの企業サステナビリティ報告指令（以下、「CSRD」）の国内法制化のための法案を採択した。国内法制化は2024年7月6日が期限であった。この立法は、ベルギーにおける国内法制化の遅延、並びに、ベルギーと他の16の加盟国に対してEU加盟国全体で企業のサステナビリティの透明性を高めるためにCSRDの義務を果たすよう求める欧州委員会からの正式通知を受けたものである。

##### 詳細

CSRDは、欧州委員会が採択した欧州サステナビリティ報告基準（以下、「ESRS」）に沿ってESG要素に関する情報を要求するものであり、企業に対してより広範なサステナビリティ報告義務を課している。CSRDは、企業が一貫性、比較可能性、信頼性のあるサステナビリティ情報を提供することを目的としている。ベルギーによる国内法制化は、EU全体の透明性と投資家の意思決定に重要な標準化され比較可能なESG開示を含めるために、従前の非財務報告の枠組みを拡張するものであり、国内の義務をCSRDの義務に整合させている。

公益法人（public-interest entities）であるベルギーの大企業は、既存の非財務情報開示指令（以下、「NFRD」）に基づき社会・環境基準を含む非財務報告書の提出を既に求められている。しかし、これらの義務は、サステナビリティ報告義務の調和と強化を目的とするCSRDに定められたものに比べると、詳細かつ厳格なものではなかった。CSRDの対象となる企業は、気候変動への影響、従業員の多様性、人権、腐敗防止対策などに関する詳細なデータを報告する必要がある。報告書はESRSに準拠し、リスク、影響、ガバナンスを網羅し、検証可能性と比較可能性に重点を置かなければならない。企業は、既存のデータ収集と報告の枠組みを整合させ、必要であれば修正する必要がある、そのためには綿密な準備と部門横断的な調整が必要となる。

CSRDに基づく新たな報告義務は、すでにNFRDの義務を負う企業から、企業の規模やその他の要因に応じて今後数年間で段階的に導入される。これらの企業は、2024年1月1日以降開始の会計年度について報告する必要がある。その他の企業は、1年以上の遅れて報告義務が課される。

CSRDの義務に従わない場合、多額の罰金や監査、さらに風評被害につながる可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

## 編集後記

	<p>コーポレート記事担当の<b>高田</b>です。</p> <p>2024 年は、引き続き複雑な国際情勢に加え、各国における選挙が大きな注目を集めた年でした。そんな中で日本企業による国内外の M&amp;A が力強く継続したことは特筆すべきことと思います。</p> <p>2025 年は各国の新政治指導者の政策が本格的に動き出す年になりそうです。世界の動きをタイムリーに伝えていきたいと思っています。</p>
	<p>コーポレート記事担当の<b>遠藤</b>です。</p> <p>年男として過ごした 2024 年があっという間に過ぎ去ろうとしています。次の辰年は 2036 年。それまで本ニュースレターを継続するのが次の目標です。</p> <p>本ニュースレターを通じ、日本企業の皆様の世界での挑戦を少しでもサポートできるよう、来年もクリエイティブに取り組んでまいります。</p>
	<p>税務記事を担当している<b>阿</b>です。</p> <p>実際の導入には相当な困難を伴うと考えていたグローバルミニマムタックス制度が日本を含む各国で法制化され、2024 年に効力発生していることは、ある意味で驚きです。日本のタックスヘイブン税制を含め、国際課税は複雑化し、紛争も増えてきており、2025 年はさらにその傾向は強まると考えています。</p>
	<p>税務記事担当の<b>大島</b>です。</p> <p>創刊以来国際課税、特に移転価格周りの記事を担当しています。本ニュースレターが 100 号を迎えることができたのは、ひとえに読者の皆様、発行支える関係者の皆様があつてのことです。深く感謝申し上げます。</p> <p>Big Tech を始めとする米国多国籍企業が益々競争力を高める中で、日系企業が稼ぐ力を如何に高められるか、とりわけ税務の観点からどのような競争力強化を支援できるか、日々思いを巡らせています。来年は第二期トランプ政権が始まり、米国の法人税減税、Amount B 導入に伴う世界的な影響、米国は適格 IIR を導入するのか、といったことに注目しています。</p>
	<p>税務記事担当の<b>川崎</b>です。</p> <p>昨年子供が生まれ、(趣味の旅行は一時中断して)育児に奮闘中です。</p> <p>先日子供が 1 歳となり、今更ながら子供のイニシャルが TK であることに気が付きました。となると、仮に第二子に恵まれたらイニシャルを GK にして、TK-GK スキームを完成させるのが税務の専門家としての筋ではないか...と思ったものの、それを持ち出すと誰かに怒られそうなので、心の中(と、CTGU)だけに留めておこうと思いました。</p> <p>本年もお世話になりました。読者の皆様もよいお年をお迎えください。</p>
	<p>ESG 記事担当の<b>山崎</b>です。</p> <p>本 Corporate &amp; Tax Global Update (通称 CTGU)に ESG / Sustainability のコーナーが設けられてから約 3 年が経ちました。</p> <p>EU を筆頭に諸外国では脱炭素、カーボンゼロに向けた法整備が着々と進み、施行されていく中、これら ESG に関連する企業からのお問い合わせも増えており、日本企業における ESG / Sustainability への関心の高さを日々感じております。2050 年カーボンゼロ達成に向けた日本政府の取組も日々進められておりますが、やはり、目標の達成には企業の方々の取組・活動による貢献にかかっていると存じます。そのような取組を陰ながらサポートさせていただくことが我々の使命と思い、来年からも引き続き本 CTGU を通じて、国内外の注目すべきニュースをご紹介させていただければと思っております。</p>